

(R6) 積算2-3-4

新	旧
第2編 用地調査等業務 第3章 公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に係る業務費積算基準 5 履行期間の算定 履行期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下を切上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て)まで算出するものとする。 履行期間＝必要内業日数×不稼働係数＋必要外業日数×不稼働係数＋その他 (W1) (W2) (1) 必要内外業日数(Wi)の算出 必要内外業日数の算出は、次式による技術者別の作業日数の合計値を比較し、最大となる日数を標準とする。 Wi＝Σ(各区分ごとの単位当たり技術者別内(外)業所要日数×補正率×対象数量) (2) 不稼働係数 不稼働係数は、積算基準書(参考資料)第1編総則 第2章積算基準 第1節 積算基準 1-2履行期間の算定(1)の内業の不稼働係数によるものとする。 (3) その他 イ 必要内外業期間内に下記の期間が含まれる場合は、その日数を加算するものと 年末年始 … 12/29～1/3 6日間 夏期休暇 … 8/14～8/16 3日間 ロ その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。 6 設計変更の積算 業務の設計変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 直前の請負額 業務価格 (落札率を乗じた額) = 変更官積算業務価格 × $\frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ 変更業務委託料 = $\frac{\text{業務価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税等税率})$ 注 1 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 注 2 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。 7 設計等における数値の扱い (1) 設計単価等の扱い 設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。 (設計に使用する単価)＝(内税単価)÷(1＋消費税等税率) なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 (2) 端数処理等の方法 イ 単価(単価表および内訳書の各構成要素の単価) 単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 ロ 金額 各構成要素の金額(設計数量×単価)は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 ハ 歩掛 歩掛を補正する際の端数は、小数第2位(小数第3位以下切捨て)とする。 ニ 単価表の合計金額 原則として、端数処理は行わない。 ホ 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。 ヘ 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数($\alpha \div (1 - \alpha)$など)の端数は、パーセント表示の小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。 ト 業務価格の端数処理 業務価格は、原則として1,000円単位とする。1,000円単位での調整は一般管理費等で行う。 なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数整理(1,000円単位で切捨て)するものとする。	第2編 用地調査等業務 第3章 公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に係る業務費積算基準 5 履行期間の算定 履行期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下を切上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て)まで算出するものとする。 履行期間＝必要内業日数×不稼働係数＋必要外業日数×不稼働係数＋その他 (W1) (W2) (1) 必要内外業日数(Wi)の算出 必要内外業日数の算出は、次式による技術者別の作業日数の合計値を比較し、最大となる日数を標準とする。 Wi＝Σ(各区分ごとの単位当たり技術者別内(外)業所要日数×補正率×対象数量) (2) 不稼働係数 不稼働係数は、積算基準書(参考資料)第1編総則 第2章積算基準 第1節 積算基準 1-2履行期間の算定(1)の内業の不稼働係数によるものとする。 (3) その他 イ 必要内外業期間内に下記の期間が含まれる場合は、その日数を加算するものと 年末年始 … 12/29～1/3 6日間 夏期休暇 … 8/14～8/16 3日間 ロ その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。 6 設計変更の積算 業務の設計変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 直前の請負額 業務価格 (落札率を乗じた額) = 変更官積算業務価格 × $\frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ 変更業務委託料 = $\frac{\text{業務価格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} \times (1 + \text{消費税等税率})$ 注 1 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 注 2 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。 7 設計等における数値の扱い (1) 設計単価等の扱い 設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。 (設計に使用する単価)＝(内税単価)÷(1＋消費税等税率) なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 (2) 端数処理等の方法 イ 単価(単価表および内訳書の各構成要素の単価) 単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 ロ 金額 各構成要素の金額(設計数量×単価)は、1円単位(1円未満切捨て)とする。 ハ 歩掛 歩掛を補正する際の端数は、小数第2位(小数第3位以下切捨て)とする。 ニ 単価表の合計金額 原則として、端数処理は行わない。 ホ 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。 ヘ 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数($\alpha \div (1 - \alpha)$など)の端数は、パーセント表示の小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。 ト 業務価格の端数処理 業務価格は、原則として10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費等で行う。 なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数整理(10,000円単位で切捨て)するものとする。